新福介　第１８３号

令和２年２月２８日

指定地域密着型サービス事業所　管理者　様

新居浜市福祉部介護福祉課

課　長　　久枝　庄三

運営推進会議の開催義務の免除及び外部評価の実施回数緩和の要件につ

いて（通知）

日頃より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議について、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、本日（令和２年２月２８日）から当面の間、運営推進会議を延期または中止した場合であっても、新居浜市指定事業所においては、運営基準違反とならない取扱いとします。免除の期間は本日から当面の間とし、本取扱いを終了する際は、あらためてお知らせいたします。

また、認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件の一つである、「過去１年間に運営推進会議が６回以上開催されていること」について、今年度の運営推進会議を中止・延期等された事業所が、来年度緩和措置の適用の対象となっている場合については、本年度に運営推進会議を５回開催したうえで、第６回目の会議を開催する代わりに、第６回の議事について出席予定者に対し文書等で報告・意見照会をし、その結果を市に文書で報告した場合は、本年度６回開催したものとみなします。

この取扱いは、事業所の判断で開催することを妨げるものではなく、開催の際には、感染防止に十分配慮した上で開催してください。また、開催を延期または中止する場合には、出席予定者・介護福祉課事業所指導係にその旨連絡してくださるようお願いします。

【事務担当】

新居浜市一宮町一丁目５番１号

新居浜市福祉部介護福祉課

事業所指導係

TEL：0897-65-1241